

国立・国定公園における地熱開発について



日本の国立公園

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 利尻礼文サロベツ | 16. 中部山岳 |
| 2. 知床 | 17. 妙高戸隠連山 |
| 3. 阿寒 | 18. 白山 |
| 4. 釧路湿原 | 19. 南アルプス |
| 5. 大雪山 | 20. 伊勢志摩 |
| 6. 支笏洞爺 | 21. 吉野熊野 |
| 7. 十和田八幡平 | 22. 山陰海岸 |
| 8. 陸中海岸 | 23. 瀬戸内海 |
| 9. 磐梯朝日 | 24. 大山隠岐 |
| 10. 日光 | 25. 足摺宇和海 |
| 11. 尾瀬 | 26. 西海 |
| 12. 上信越高原 | 27. 雲仙天草 |
| 13. 秩父多摩甲斐 | 28. 阿蘇くじゅう |
| 14. 小笠原 | 29. 霧島錦江湾 |
| 15. 富士箱根伊豆 | 30. 屋久島 |
| | 31. 慶良間諸島 |
| | 32. 西表石垣 |



地種区分

我が国の国立・国定公園は、国や都道府県が土地を所有するものではなく、私有地を含めて、その利用や開発を規制する「地域制公園」

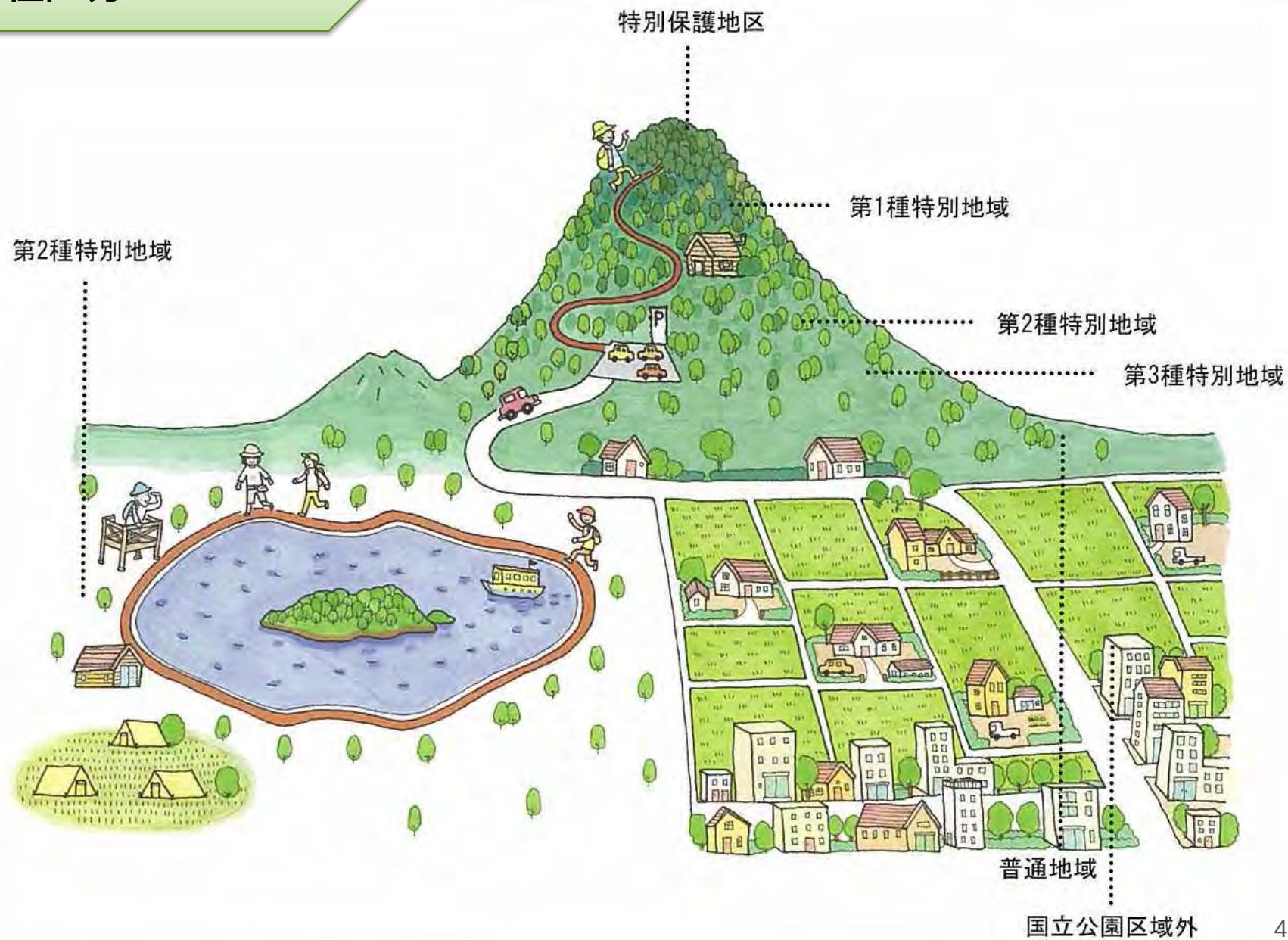
- 特別保護地区は、公園核心部の重要な地域であり、落葉・落枝の採取等も規制する厳格な保護の対象
- それに準ずる第1種特別地域についても、極力、現在の風致を保護
- 第2種・第3種特別地域については、利用との調整が、ある程度可能

区 分	土地所有区分			地種区分			
	国有地	公有地	私有地	特別地域			普通地域
				特別保護地区	第1種特別地域	第2～3種特別地域	
国立公園	62%	13%	26%	13%	12%	47%	28%
国定公園	46%	15%	40%	5%	13%	75%	7%

※ 国有地のほとんどは林野庁所管国有林

※ 四捨五入のため計は合わない

地種区分のイメージ



特別地域等において規制される行為の種類

国立公園の地種区分

許可が必要な行為

特別保護地区

- ※下記の特別地域に加えて、
- ・木竹の損傷、植栽
 - ・火入れ、たき火
 - ・落葉、落枝の採取 など

特別地域

- ・工作物の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採
- ・鉱物や土石の採取
- ・水面の埋立等
- ・土地の形状変更 など

国立・国定公園における地熱開発

昭和41年 松川発電所が十和田八幡平国立公園内で操業開始

昭和47年 国立・国定公園内の地熱発電の開発について

- ・ 地熱発電については当面実施箇所を6地点（大沼、松川、鬼首、八丁原、大岳、滝の上）とし、実施に当たっては、自然の保護と調整をはかり得る安定した新技術の開発に努めるよう指導
- ・ 当分の間、国立・国定公園内の景観及び風致上支障があると認められる地域における新規の調査工事及び開発を推進しない

平成6年 普通地域における地熱開発について規制緩和

平成8年 大霧発電所が霧島屋久国立公園内（普通地域）で操業開始

平成11年 八丈島発電所が富士箱根伊豆国立公園内（普通地域）で操業開始

平成22年6月 規制・制度改革に係る対処方針について閣議決定

平成24年3月27日 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」を発出し
規制緩和を実施



【八丁原地熱発電所（阿蘇くじゅう国立公園）】

（主たる展望地から望見出来ない位置において建設。13mを超える建築物が建てられている事例。

写真：九州電力(株)「八丁原地熱発電所」パンフレットより） ●6